相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について 相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年11月18日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条 第1項の規定により、同項第2号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、市長が

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

管理し、及び執行するものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 提案の理由

学校における体育に関する事務を除き、スポーツに関する事務を市長が管理し、 及び執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号)第23条第1項の規定により、教育に関する事務の職務 権限の特例について所要の定めをいたしたく提案するものである。 相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月18日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例 (相模原市職員定数条例の一部改正)

第1条 相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「3,364人」を「3,390人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「403人」を「3,77人」に、「3,662人」を「3,636人」に改める。(相模原市行政組織条例の一部改正)

第2条 相模原市行政組織条例(平成18年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号イ中「及び国際交流」を「、国際交流及びスポーツ」に改める。 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 提案の理由

学校における体育に関する事務を除き、スポーツに関する事務を市長が管理し、 及び執行することとするため、職員の定数に係る規定及び市民局の事務分掌に係 る規定を改正いたしたく提案するものである。

# スポーツに関する事務の移管について

市民と行政とが連携・協働し、誰もが生涯にわたって様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりや、地域特性・スポーツ資源を活用した本市の魅力の発信、経済・地域の活性化などに向けた取組の充実を図るなど、「スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現」に向けた取組を市全体として更に推進するため、教育委員会から市民局へスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を移管するもの

# (1)移管する主な事務

- アースポーツ振興に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- イスポーツ施設の整備に関すること。
- ウ 各種スポーツ大会及び競技会に関すること。
- エ スポーツ団体の指導及び育成に関すること。

#### (2) 職員規模

26人

# (3) 重点的に取り組む項目

- ア 働き盛り・子育て世代、高齢者、障害のある人などがスポーツをする機会の充実
- イ スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信
- ウ 地域特性や資源を生かしたスポーツイベントや大会の開催・支援・誘致
- エ スポーツによる交流の創出と経済活性化の推進
- オ ホームタウンチームとの連携・支援

### (4) 今後のスケジュール

組織の詳細については、更に検討を進め、令和3年2月に公表する予定です。